平成２２年（フ）第５８２号
秋田県潟上市天王字羽立北野１番地241
破産者　佐々木義広
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２８号
秋田市楢山南中町５番８号
破産者　須藤　昇一
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４７２号
神奈川県厚木市飯山1626―３、住民票上の住所横浜市緑区三保町1866番地１
破産者　竜崎　哲夫
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４７３号
神奈川県厚木市飯山1626―３、住民票上の住所横浜市緑区三保町1866番地１
破産者　竜崎　雅美
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５８０号
神奈川県綾瀬市落合北７丁目９番40号　サンハウス102
破産者　岡林　建一
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３８号
神奈川県厚木市毛利台２丁目23番６号　テラス毛利台Ａ―102、前住所神奈川県厚木市温水西１丁目６番24号
破産者　小畑　時男
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３２４号
富山市本宮954番地
破産者　高尾　伸彌
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２７号
富山市八日町157番地11
破産者　宮嶋建材こと　宮嶋　正男
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０号
富山市婦中町蛍川136番地５
破産者　銭谷　秀明
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第４６５号
長野市若里４丁目２番56号、破産手続開始決定時の住所長野市安茂里小市１丁目31番27号
破産者　戸谷　一雄
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４９号
愛知県岡崎市筒針町字上川田15番地７　筒針住宅42、旧住所名古屋市南区大堀町１番12号
破産者　木下　祥一
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５８号
愛媛県伊予市上三谷甲380番地、開始決定時の住所広島県廿日市市大野水口763　エルエステート102号
破産者　和田　泰雄
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５９号
愛媛県伊予市上三谷甲380番地、開始決定時の住所愛媛県松山市清住２丁目1115番地６
破産者　和田由美子
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１５号
愛媛県四国中央市金砂町小川山1195番地１
破産者　森田　幹雄
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１６号
愛媛県四国中央市土居町入野966番地３　井上マンション301号
破産者　森田　　純
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第３９号
愛媛県新居浜市久保田町１丁目３番22号、前住所愛媛県西条市神拝甲141番地１
破産者　小笠原葉子
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第７１号
大分県玖珠郡玖珠町大字帆足2728番地の５
破産者　河﨑　康洋
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第４１号
宮城県大崎市田尻沼部字八幡崎14番地
破産者　株式会社大光精密
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第７号
山形県新庄市十日町5202番地の31
破産者　有限会社新庄マルサ農機
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所新庄支部